

11月は児童虐待防止推進月間です。

みんなで防ごう子どもへの虐待
～気付いて、知らせて、見守る～

地域で子どもの成育を見守りましょう

子どもは守られるべき存在です。しかし、本来、子どもを守るべき立場にある親や保護者らによる「子どもへの虐待」が現在深刻な問題になっています。

子育てをする人が、地域に住んでいる人々や身近な相談機関とかかわることは、虐待の防止につながります。家庭や地域がお互いにかかわりあって、児童虐待を防ぎましょう。

ひとりで悩んでいませんか？

- はじめての子育てで、不安や孤独を感じています。
- 子どもがかわいく思えず、いらいらしてしまうこともあります。
- ひとり親家庭のため、子育てに経済的な心配があり毎日不安です。

子育て中は、心配事や悩み事が尽きないものです。悩みや不安は、ひとりで抱え込まないことが大切です。子育てが不安である、負担であると思われたときには、まわりの人やさまざまな相談機関に相談してみましょう。

あなたの気づきが子どもを守ります

- 「しつけ」と虐待はどう違うの？
- 「虐待かも」と思ったらどこに相談すればいいの？
- 通報は匿名でもいいの？
- 誰が通報できるの？

たとえ親の愛情に根ざした「しつけ」だったとしても、それが子どもの心や身体を傷つけるものであれば、虐待になります。親の都合や思いだけでなく、子どもの気持ちや状況から考えることが重要です。子どもへの虐待行為が子どもの心身に深刻な影響を与える前に、より早く発見して対処することが重要です。「ちょっとおかしいな」「虐待かも」と感じたときには、相談・通報（通告）をお願いします。

※通報は、どなたでもできます。匿名でも可能です。通報した人の秘密は守られます。また虐待の通報は、法律により国民の義務と定められています。

相談機関

児童相談所 全国共通ダイヤル
☎0570・064・000
田川児童相談所
☎0947・42・0499

問合せ

健康福祉課 健康推進係
☎65・0001



問合せ

保険環境課 生活環境係
☎65・1097

【注意事項】
ご家庭で出た「ごみ」の収集は行いません。指定曜日に有料指定袋で出されるようお願いいたします。

- ① 空き缶、空きビンのポイ捨て防止と回収
- ② 不法投棄の防止および除去
- ③ その他、各地域の特性に応じた美化行動



◆ 保険環境課 生活環境係

お知らせ

平成25年度第2回桂川町環境美化の日行動

きれいで住みやすい環境づくりの一環として、「桂川町環境美化の日行動」を実施します。皆さまのご協力をお願いします。

【日時】 11月17日(日) 8時30分～10時

【実施区域】 桂川町内全域

【集積場所】 桂川町役場 公用車駐車場

【実施目標】

「ゴミゼロ」が合言葉！

◆ 保険環境課 医療介護保険係

お知らせ

早期発見・早期治療のために 年に一度は健康診査を受けましょう！

福岡県後期高齢者医療制度の被保険者を対象に生活習慣病の予防および早期発見・早期治療を目的に健康診査を実施しています。平成25年度の受診期限は平成26年3月31日です。まだ受診していない人は、実施医療機関などでお早めにご予約の上、受診してください。実施医療機関については、受診票と一緒に一覧表をお送りしています。

受診のときは、「被保険者証（保険証）」と広域連合が郵送した「受診票」、自己負担金500円が必要です。受診票が見当たらない場合は再発行をいたしますので、お問い合わせください。

※生活習慣病（糖尿病や高血圧症など）で治療中の方は受診の対象となりません。

問合せ

福岡県後期高齢者医療広域連合
☎092・651・3111

